大阪市告示第1512号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立	令和7年11月4日(火)	
城東屋内プール 水泳場	令和7年11月10日(月)	午前9時から 午後9時30分まで
トレーニング場	令和7年11月25日(火)	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年11月1日(土)	午前9時から
	7417年11月1日(土)	午後8時30分まで
	令和7年11月2日(日)	午前9時から
		午後7時30分まで
	令和7年11月3日(月)	午前9時から
	令和7年11月5日(水)から	午後 9 時30分まで
	同月7日(金)まで	干仮の時30万よく
	令和7年11月8日(土)	午前9時から
		午後8時30分まで
	△和7年11日0日 (日)	午前9時から
	令和7年11月9日(日)	午後7時30分まで

令和7年11月11日	(火)	から	午前9時から
同月14日	(金)	まで	午後9時30分まで
△ 50.7 年 11 日 15 日	(土)		午前9時から
令和7年11月15日			午後8時30分まで
Δ €n 7 /π 11 H 1 C H	([])	п\	午前9時から
令和7年11月16日			午後7時30分まで
令和7年11月18日	(火)	から	午前9時から
同月21日	(金)	まで	午後9時30分まで
△ ₹11 7 左 11 月 99 日	(4.)		午前9時から
令和7年11月22日	(工)		午後8時30分まで
令和7年11月23日	目 (目)		午前9時から
节和7 平11万 23 日			午後7時30分まで
令和7年11月24日	(月)		午前9時から
令和7年11月26日	(水)	から	
同月28日	(金)	まで	午後9時30分まで
△ fn 7 左 11 □ 00 □	(.1.)		午前9時から
令和7年11月29日	(工)		午後8時30分まで
Δ fn 7 /π 11 U 00 U	日 (日)		午前9時から
令和7年11月30日			午後7時30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)